

【投信調査コラム】

日本版ISAの道 その114

NIPPON
INDIVIDUAL
SAVINGS
ACCOUNT

英国ISAファンドで人気なのは英国高配当株と不動産!
販売チャネルの主流はファンド・プラットフォーム会社!!
～ISAファンド及びISA・ジュニアISAの最新動向～

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

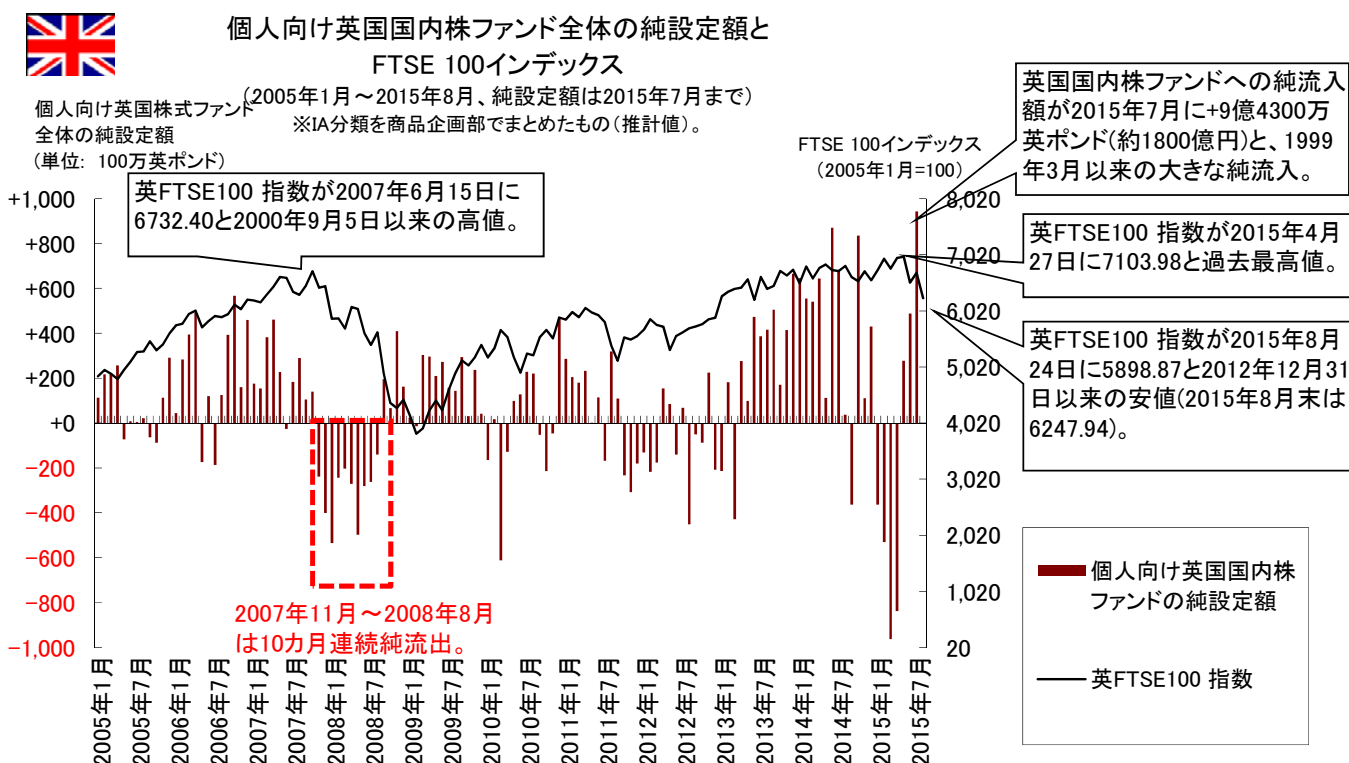
※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

英国でも株安が進む中、7月の国内株ファンドは16年4カ月ぶりの大きな純流入!

2015年9月3日(木)に英国投資協会/The Investment Association/IAが最新2015年7月の英国投信概況を発表し、「国内株ファンドへの純流入額が+9億4300万英ポンド(約1800億円)と、前月6月(+4億8800万英ポンド)から倍増(3カ月連続純流入)、1999年3月以来16年4カ月ぶりの大きな純流入となった。8月については、相場変動がファンドの販売に与える影響はあるものの、7月では英国の個人投資家が国内株ファンドへの強い志向を示していた。」と言った(和訳及び円換算は筆者、URLは後述[参考ホームページ])。

上記発表の英国の国内株ファンドへの純流入額を代表的な英国株指数である英FTSE100指数と共に過去10年で見えたものが下記グラフである。下記グラフの示す通り、英FTSE100指数が2015年4月27日に付けた過去最高値7103.98から調整している中で、純流入額が2015年7月にかけて急増している事がわかる。

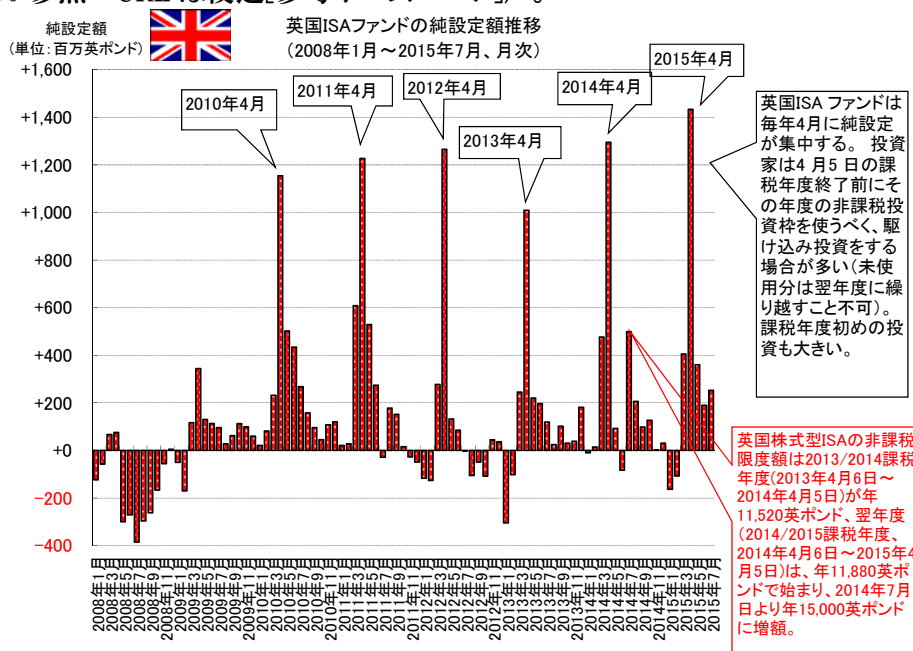
10月初めにも発表される8月の純設定額は英FTSE100指数が8月24日に5898.87と2012年12月31日以来の安値まで下落している事から(2015年8月末は6247.94)、先の発表通り「相場変動がファンドの販売に与える影響」がありそうだ。ただ、前回の株安局面(2007年6月15日からの調整局面)では、2007年7月～10月に4カ月連続純流入となった後、2007年11月～2008年8月に10カ月連続純流出となっていたので、8月も意外に堅調な純流入となっていのるかもしれない(*その後は純流出となる可能性はあるものの)。



(出所: 英国投資協会/The Investment Association,ブルームバーグより三菱UFJ国際投信商品企画部が推計作成)

7月の英国ISAファンドは英国国内株ファンドを中心に堅調な純流入!!

前頁の通り、英国でも株安が進む中、7月の国内株ファンドは16年4カ月ぶりの大きな純流入となっていたが、その中、ISAファンドはどうだっただろう？ まず下記グラフはISAファンド全体の純設定推移だ。2015年7月に+2億5200万英ポンド(約488億円)の純流入となっている。5カ月連続純流入であるが、大きく鈍化している。これは、ISAファンドならではの季節性で、投資家は例年、4月5日の課税年度終了前にその年度の非課税投資枠を使うべく、駆け込み投資をする場合が多い(*未使用分の翌年度繰越は不可)。課税年度初めの投資も大きい。ただ、1年前の2014年7月の+4億9924万英ポンド(約966億円)と比べても2015年7月分は少ない。これは2014年7月に新しいISA(NewISA)が開始され、非課税枠が前年度比3割増の15000英ポンド(約261万円)と投資額が膨らんだ為と思われる(下記テーブル「英国ISAの非課税限度額」及び2014年3月31日付日本版ISAの道その50参照～URLは後述[参考ホームページ])。



英国ISAの非課税限度額 2015年3月30日現在

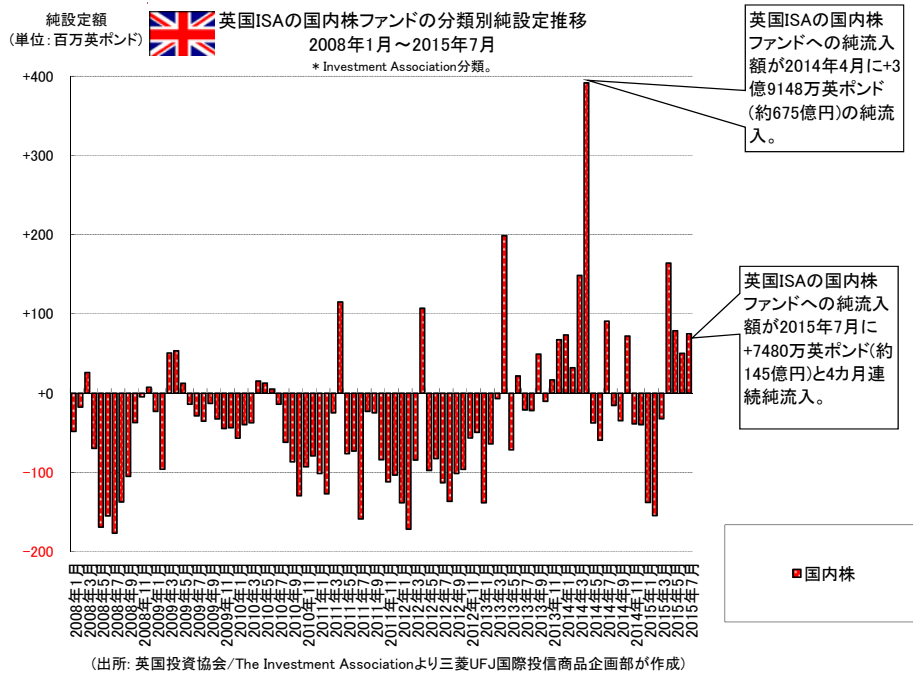
課税年度	年度開始日	英国のISA(アダルト/レギュラーISA)		
		非課税限度額 総計 (単位: 英ポンド)	前年度比 増加率 (%)	預金型ISA (単位: 英ポンド)
1999-00	1999年4月6日～	7,000		3,000
2000-01	2000年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2001-02	2001年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2002-03	2002年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2003-04	2003年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2004-05	2004年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2005-06	2005年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2006-07	2006年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2007-08	2007年4月6日～	7,000	0.0%	3,000
2008-09	2008年4月6日～	7,200	+2.9%	3,600
2009-10	2009年4月6日～	7,200/10,200	0.0%/+41.7%	3,600/5,100
2010-11	2010年4月6日～	10,200	+41.7%/ 0.0%	5,100
2011-12	2011年4月6日～	10,680	+4.7%	5,340
2012-13	2012年4月6日～	11,280	+5.6%	5,640
2013-14	2013年4月6日～	11,520	+2.1%	5,760
2014-15	2014年4月6日～	11,880/15,000	+30.2%	5,940/15,000
2015-16	2015年4月6日～	15,240	+1.6%	15,240
非課税限度額の累計		151,320/*154,320		86,280/*87,780

New ISA(NISA)
2014年7月1日より→

*1: 2008-09(2008年4月6日)に始まる年度から非課税限度額の引き上げが行われている。2010-11と2014-15の大幅引き上げを除き、インフレ率に連動した引き上げとなっている。
*2: 2009年10月6日より、50歳以上だった人は、2009年4月6日に始まる年度の非課税限度額が10,200英ポンド(預金型ISAは5,100英ポンド)に引き上げられた。50歳未満の人は翌年度の2010年4月6日から10,200英ポンド(預金型ISAは5,100英ポンド)に引き上げられた。
*3: 2014年4月6日に始まる年度の15,000英ポンドへの引き上げは、2014年7月1日より適用。6月30日までは11,880英ポンド(預金型ISAは5,940英ポンド)。

(出所: 英国歳入税関庁/HM Revenue & Customsより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

次に英国 ISA の国内株ファンドへの純設定推移である。下記グラフの通り 2015 年 7 月に+7480 万英ポンド(約 145 億円)と 4 カ月連続純流入だった。先に示した ISA 以外を含む英国国内株ファンドの純設定額推移と違うと思われる。特に 2014 年 4 月の突出が違う。これはその当時、例年の駆け込み投資があり、最近でこそ薄れてきた傾向であるものの、ISA の国内株ファンドは例年 4 月に大きな純流入となっており、それ以外の月で純流出となる傾向があった。その傾向が 2014 年 4 月においては国内株ファンドに出たと思われる(2014 年 6 月 2 日付日本版ISAの道 その 57「NISA と英国 ISA の最新調査結果」参照～URL は後述[参考ホームページ])。



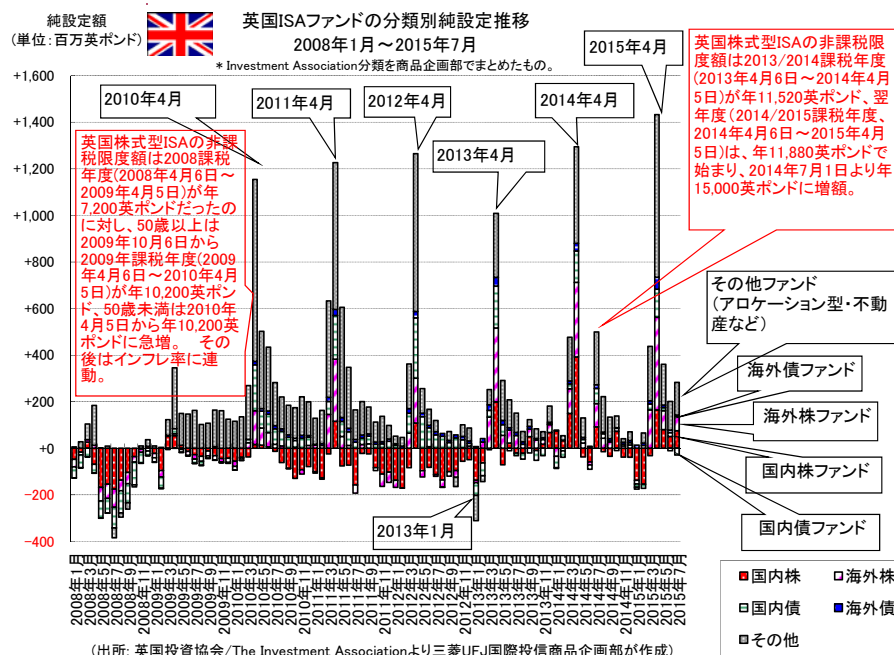
英国でアダルト ISA の口座開設が鈍化の中でジュニア ISA の口座開設が好調

ISA ファンドの純設定推移を見てきたが、2015 年 8 月 28 日(金)に英国歳入税関庁が英 ISA 統計を発表、そこで ISA ファンドの元となる ISA のデータが発表された。最新課税年度(2014/2015 年度、2014 年 4 月 5 日～2015 年 4 月 5 日)において、ISA の拠出口座は前年度比-4%の 1299 万口座と 2 年連続鈍化で 10 年ぶりの少なさとなっていた(英国歳入税関庁の英 ISA 統計参照～URL は後述[参考ホームページ])。理由について、8 月 28 日付英 BBC ニュースは「Popularity of Isas at ten-year low says HMRC」という見出しで取り上げており、「利率が低く、非課税で貯蓄出来るメリットが少ないのかもしれない。預金型 ISA で利率は 1.75%のリターンでしかないが、貯蓄型債券なら 2%程度のリターンが提供される。」と報じている(和訳は筆者、英 BBC ニュース参照～URL は後述[参考ホームページ])。

ただ、ISA 口座への拠出額は増加している。前年度比+38%増の 788 億英ポンド(14 兆 4000 億円)で、1 口座あたり拠出額平均は同+43%増の 6064 英ポンド(約 110 万円)。この増加は 2014 年 7 月から始まった NewISA による制度改革で非課税枠が 3 割増となった事が大きい(上記テーブル「英国 ISA の非課税限度額」参照)。

その中、ジュニア ISA が好調である。2011 年 11 月に開始されたジュニア ISA は最新課税年度(2014/2015 年度、2014 年 4 月 5 日～2015 年 4 月 5 日)において、拠出口座は 51 万口座(←2013/2014 年度 43 万口座←2012/2013 年度 29 万口座←2011/2012 年度 7 万口座)、拠出額は 5 億 82 百万英ポンド/約 1082 億円(←2013/2014 年度 5 億 78 百万英ポンド←2012/2013 年度 3 億 93 百万英ポンド←2011/2012 年度 1 億 15 百万英ポンド)となっている。拠出口座数も拠出額も、制度開始以来 3 年連続で増加中なのである。

7月の英国ISAファンドは分類では、その他、国内株、海外株、海外債、国内債が人気
 また、ISAファンドの純設定推移に戻る。国内株ファンドについては既に見たが、それを全体から見たものが下記グラフである。2015年7月の純設定の大きい順に、「その他ファンド」、「国内株」、「海外株」、「海外債」、「国内債(*純流出)」となっている。冒頭で国内株ファンドが16年4カ月ぶりの大きな純流入とあったが、4月の駆け込みが目立つ中で、その国内株ファンドの堅調さもわかる。

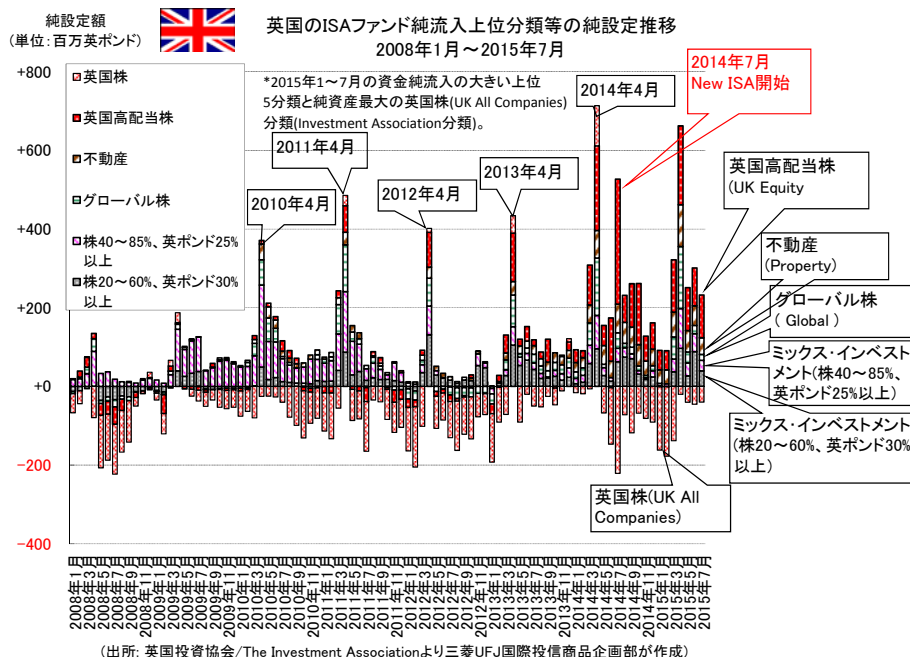


7月の英国ISAファンドは詳細分類では、英国高配当株と不動産が人気

上記英国ISAファンドの純設定で「その他ファンド」などがわかりにくい。そこで詳細分類で見る。2015年7月に英国ISAファンドで最も純設定額の大きかったのが、「英国高配当株(UK Equity Income)」、次いで「不動産(Property)」、「株 20～60%、英ポンド 30%以上」だった(*「不動産(Property)」、「株 20～60%、英ポンド 30%以上」は上記グラフでは「その他ファンド」に含まれている)。2015年7月単月ではなく、年初来2015年1～7月の純設定額の大きい順に見ても、「英国高配当株」、「不動産」、「株 20～60%、英ポンド 30%以上」だった(次いで「グローバル株」、「株 40～85%、英ポンド 25%以上」)。

年初来2015年1～7月の純設定額の大きかった上位5分類と、残高で最大の「英国株(UK All Companies)」についての純設定推移を見たのが次頁グラフである。2011年頃まで堅調な純設定であった「その他ファンド」に含まれる「株 40～85%、英ポンド 25%以上」がどんどん細っていき、「国内株」に含まれている「英国高配当株」が2013年以降に増えてきている事がわかる。

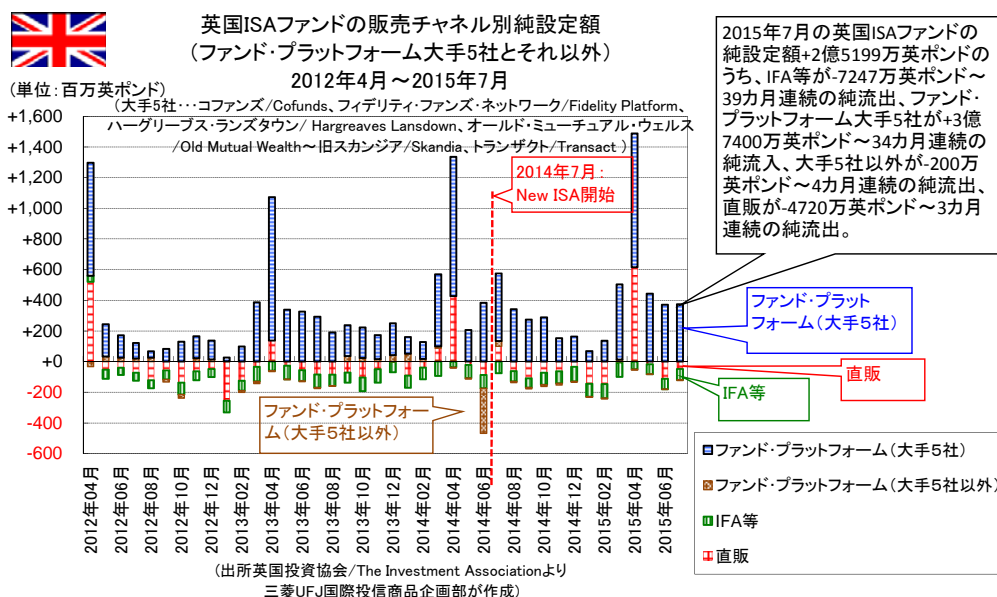
このISAファンドで最も人気のある「英国高配当株(UK Equity Income)」は高配当株に純資産の80%以上を投資するファンドである。一方、「国内株」の中でも純流出の続く「英国株(UK All Companies)」は成長株に純資産の80%以上を投資するファンドである。



英国では RDR によりプラットフォーム会社間の競争と寡占化が今後進む

以上、ISA ファンドの純設定を分類で見てきたが、ここから販売チャネルで見る。下記グラフは、英国 ISA ファンドの販売チャネル別の純設定額で、純設定額をファンド・プラットフォーム会社(*単にプラットフォーム会社とも言う～次頁*5 参照)については、大手 5 社(次頁*5 参照)とそれ以外とに分けて見る。

ファンド・プラットフォーム会社(大手 5 社)の純流入ばかりが目立つ。2014 年 4 月にファンド・プラットフォーム会社の手数料について、より開示を求める新しい規制「RDR」(後述※1 参照)が施行されてサービス及び料金体系を見直したが、そこで投資需要を取り込むキャンペーンなど販売サービス提供者として競争が繰り広げられ、投資家はサービス内容を比較検討、より投資家にとって有利なファンド・プラットフォーム会社を選択する動きが出た様である。



※1: RDR…Retail Distribution Review の略で、2012年12月31日から導入された英国の個人向け金融商品販売制度改革の事。この改革でIFA(後述*1参照)は投信会社等から得ていたコミッション(後述*2参照)を受け取れなくなり、投資家から別枠で得るフィー(後述*2参照)だけとなり、報酬や支払い方法の開示に加え、高い知識レベル(後述*3参照)の維持が要求された。2014年4月6日からはFCA(後述*4参照)により、ファンド・プラットフォーム(Fund Platform)会社(後述*5参照)にもIFAと同様の改革が実行された。



このRDR導入は、特定の会社と深い関係になったIFAやコミッションの高い商品を販売しているIFAの存在から生まれたもので、この改革により、IFAの数は減少していく(*金融機関の営業員にも戻っている)。残ったIFAも、ISAファンド等小口金融商品を販売する時には、ファンド・プラットフォーム会社を活用するようになった。

ファンド・プラットフォーム会社の投信等の選択ツールを使ったり、投資家から受け取るフィーの管理をしてもらったり、高い知識レベルの維持のための講習などをしてもらったりしているのだ。また、投資家はIFAを介さずファンド・プラットフォーム会社から投信等をネットで購入する様にもなった。IFAや投資家からすれば、低コスト及び一括(ワンストップ)サービスがメリットとなる。このあたりのさらなる詳細は2013年7月22日付日本版ISAの道その21を参照(URLは後述[参考ホームページ])。

*1: IFA…Independent Financial Advisers/独立金融アドバイザーのことで2012年12月31日からRDRの対象となった。

*2: コミッションとフィー…コミッションとは投信会社等からIFA等に払われる販売奨励金等のこと、フィーとは投資家からIFA等に払われる購入時の別枠手数料や残高にかかる別枠手数料等のこと(投資家からいったん投信会社に支払われる信託報酬等のことでない)。ちなみに米国では一般的にコミッションは投資家からIFA等に払われる購入時の別枠手数料、フィーは残高にかかる別枠手数料等のこと(投資家からいったん投信会社に支払われる信託報酬等を含む)となっていて、とてもわかりにくい。

*3: 高い知識レベル…8段階のQualifications and Credit Framework/QCF Levelで4以上のこと、2012年までは3以上。

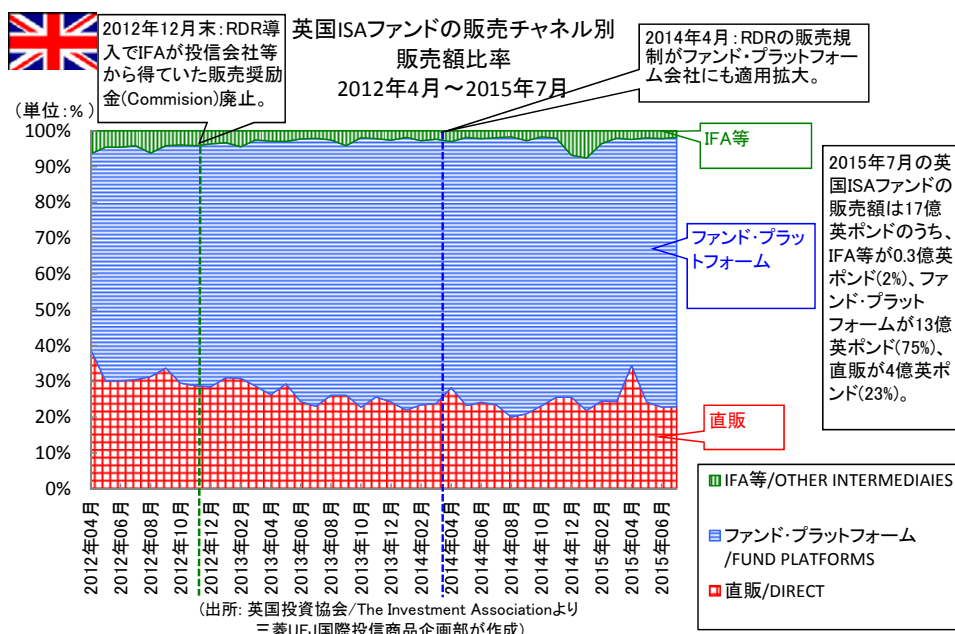
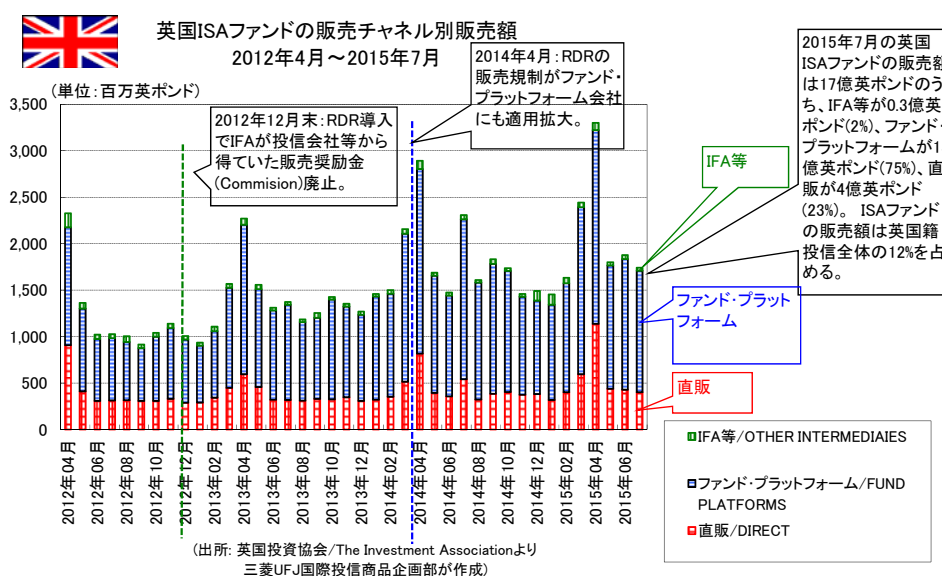
*4: FCA…Financial Conduct Authority/金融行動監視機構のことで2013年4月1日にFSAつまりFinancial Services Authority/金融サービス機構が分割して出来たもの。分割して出来たもう一つはPRAつまりPrudential Regulatory Authority/健全性規制機構。

*5: ファンド・プラットフォーム…ファンド・プラットフォーム(Fund Platforms)会社は投信スーパーマーケットとも言えるもので、主にネットを通じISAファンドやSIPPs(Self-invested Personal Pensions)など個人年金などを提供している証券会社のこと。IFAがファンド・プラットフォーム会社のサービスを活用して投資家に投信等を提供する事も多いようである。大手5社として、コファンズ/Cofunds、フィデリティ/Fidelity Platform、ハーグリーブス・ランズタウン/Hargreaves Lansdown、オールド・ミュチュアル・ウェルス/Old Mutual Wealth~旧スカンジア/Skandia、トランザクト/Transactがいる(英国投資協会/IAによる)。この5社だけでファンド・プラットフォーム会社の4分の3の取引規模になっている(「IMA Asset Management Survey2013-2014」)。2014年8月4日付日本版ISAの道その66も参照(URLは後述[参考ホームページ])。

英国 ISA ファンドはファンド・プラットフォーム会社の販売が 8 割弱

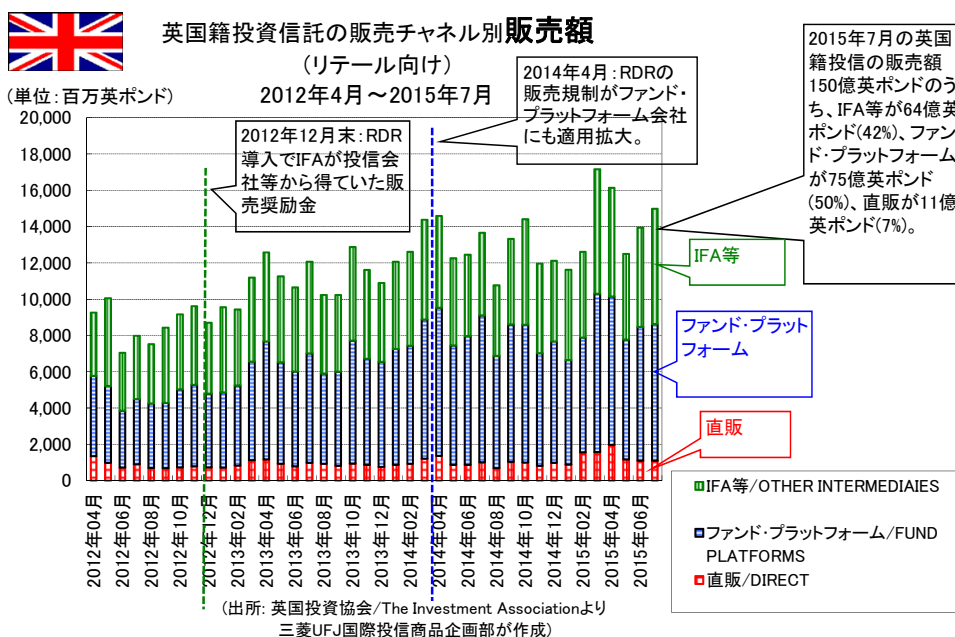
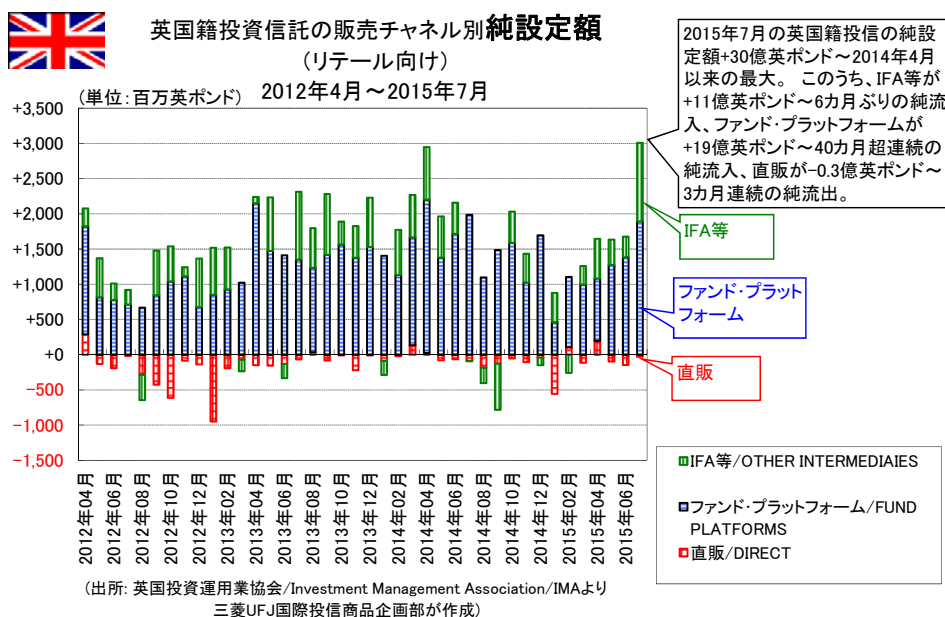
英国 ISA ファンドの販売チャンネル別の販売額と比率を見る。販売チャンネル別の純資産はデータ入手が難しい為、販売額を見ている。ISA ファンドの販売額は英国籍投信の販売額の 12%を占めている。

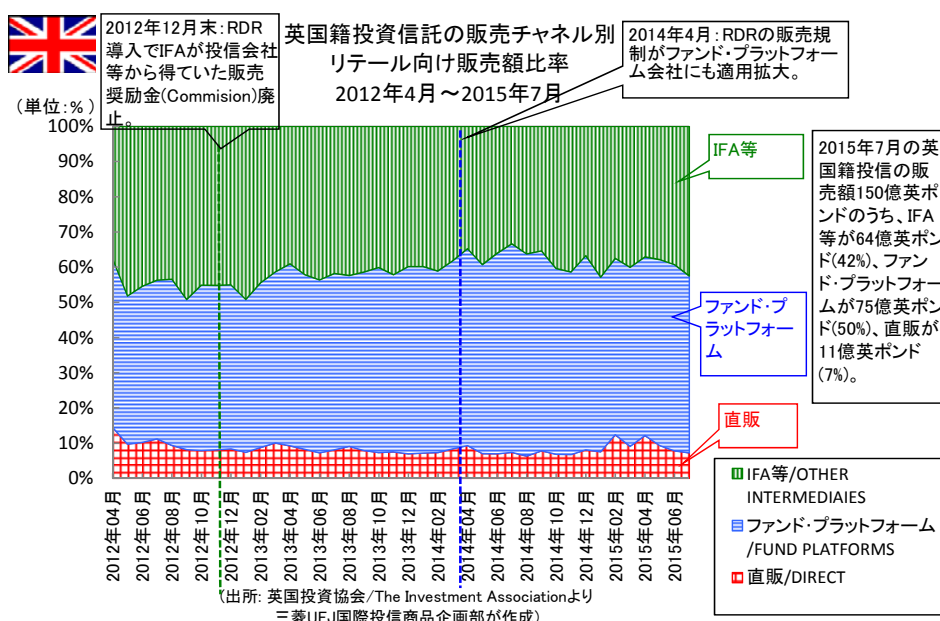
チャンネル別にみると、IFA 等は、ISA ファンドではほとんど販売もなく、純流出となっている。ISA ファンドでシェアを拡大しているのが、やはりファンド・プラットフォーム会社(前頁*5 参照)である。2015年7月のファンド・プラットフォーム会社の販売額は13億英ポンドとISA ファンド全体の8割弱、四分之三(75%)を占める。2014年4月にはファンド・プラットフォーム会社に対しても IFA と同様に RDR 改革が実行され(前頁参照)、販売や純設定に異変がおこるか注目されていたが、引き続きファンド・プラットフォーム会社の好調が見られている。



英国 ISA ファンド以外の投信もファンド・プラットフォーム会社による販売が主流に

参考まで、下記以降のグラフは英国籍投資信託全体の販売チャネル別の純設定額と販売額と比率である。IFA等は英国籍投資信託全体で2015年7月に6カ月ぶりの純流入となり、販売シェアは4割前後である。一方で、ファンド・プラットフォーム会社は2012年4月から純流入を維持しており、販売シェアは2013年1月末時点で40%台だったのが、2015年7月に50%となっている。英国ではISA ファンドだけではなく、ISA ファンド以外でもファンド・プラットフォーム会社による販売が主流になっている。





以上

[参考ホームページ]

2015年4月30日付英国投資協会/The Investment Association 月次英国投信概況…

「 <https://www.gov.uk/government/statistics/individual-savings-account-statistics> 」, 2014年6月2日付日本版ISAの道 その57「NISAと英国ISAの最新調査結果」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140602.pdf> 」,

2014年3月31日付日本版ISAの道 その50「英国で新しいISA(NISA)が始まる! 日本のNISAのモデルとなる株式型ISAは非課税枠3割増で残高3000億英ポンド/約50兆円に近づく可能性も。」…

「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140331.pdf> 」,

2015年8月28日(金)に英国歳入税関庁が発表した最新年度の英ISA統計…

「 <http://www.bbc.com/news/business-34088081> 」,

2015年8月28日B付英BBCニュース「Popularity of Isas at ten-year low says HMRC」…

「 <http://www.bbc.com/news/business-34088081> 」,

2013年10月21日付日本版ISAの道 その32「「本家」英国で、RDR改革をもたらしたIFA数減少によって、ISAを中心にDIY投資家が増えて投資の危機が進行中?～最新の英国ISA(ファンド)動向～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/131021.pdf> 」,

2013年7月22日付日本版ISA その21「NISA(日本版ISA)の本家・英国ISAのファンドは今～国内株やアロケーションなどを中心に拡大中、IFAが活用するファンド・プラットフォームは圧倒的規模に!～」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130722.pdf> 」,

2014年8月4日付日本版ISAの道 その66「英米で投資一任のオンライン化が進んでいる!～イギリスのISAでアメリカのラップ/SMAの様なサービスを提供するプラットフォーム会社に脚光～」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140804.pdf> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

本資料中で使用している指数について

・FTSE International Limited(“FTSE”)©FTSE 2015年。“FTSE®”はロンドン取引証券所グループ会社の登録商標であり、FTSE International Limitedは許可を得て使用しています。FTSE指数、FTSE格付け、またはその両方におけるすべての権利は、FTSE、そのライセンサー、またはその両方に付与されません。FTSEおよびライセンサーは、FTSE指数、FTSE格付け、もしくはその両方、または内在するデータにおける誤りや省略に対して責任を負わないものとします。FTSEの書面による同意がない限り、FTSEデータの再配布は禁止します。